

平成30年度 九年庵春の一般公開出店要領

1 出店者の資格

- (1) 出店者は、神埼市内に在住または営業所を有し、平成30年度の神埼市商工会員及び神埼市観光協会会員の資格を有する者
- (2) 一般公開期間(3日間)を通して出店できる者
- (3) 申込み本人が営業・販売ができる者(名義貸し等は受け付けない。)

2 出店料(小間料)

(1) 憇の家もみじの湯駐車場

1小間……30,000円 1テント(2間×3間、3日間・設備含む)・机4卓、椅子4脚
半小間……15,000円 半テント(2間×1.5間、3日間・設備含む)・机2卓、椅子2脚
※「設備」…コンセント(1テントあたり)2口(照明用)。給排水設備はあります。

<注意事項>

- ① 上記以外の設備は、出店者で準備してください。
- ② 電気容量に限度がありますので、照明用のみとなります。
- ③ 消費電力が多い器具を使用される場合は、各自で発電機等を準備してください。
- ④ 机・椅子等標準以上に必要な場合は、各自で準備してください。
- ⑤ 商店名、価格表示を必ず行うこと。
- ⑥ 憇の家駐車場の出店者が追加搬入する際には補助員が搬入し、運転手は車から離れないこと。
また、搬入作業が終了後速やかに車の移動をすること。
- ⑦ 広場等のゴミは、積極的に回収し環境保全に努めること。
- ⑧ コンロなどの対象火気器具を使用する場合は、消火器の準備が義務付けられましたので、対応を行うこと。(消防署への露店等開設届書の提出は主催者で行います)

3 申し込み

○締切日 平成30年4月16日(月) 17:00まで
○方 法 持参またはFAXによる

4 出店者の抽選について

- (1) 憇いの家もみじの湯駐車場の最大出店のテント数を(7)と定め、応募多數の場合は出店の可否の抽選を行います。
- (2) テント位置の抽選を合わせて行います。
- (3) 抽選方法は、くじ引きによるものとします。

5 出店料の納付について

出店料は出店抽選決定後2日以内に神埼市観光協会窓口(神埼市役所商工観光課内)で納付してください。

※ご入金後の出店キャンセルについては、出店料の返金はできません。また出店決定後、納入期限日までにご入金いただけない場合は出店取り消しとなりますので、あらかじめご了承ください。

【出店者抽選及び説明会】

(とき) 平成30年4月19日(木) 10:00～
(ところ) 神埼市役所 3-3会議室

6 搬入

5月2日(水) 午前9時から

5月3日(木)～5日(土) 午前8時までに搬入を完了してください。

7 器具設置

*テント設置は、4月29日(日)午前11時に予定しています。

*流し台等の搬入については、4月30日(月)午前10時までにお願いします。

8 搬出

5月3日(木)～5日(土) 午後4時30分以降

6日(日) 午前9時まで(午前9時からテント等の撤去を行います。)

9 搬入車(説明会時に配布します)

- 業者車両ステッカー 1業者1枚 (掲示場所…フロントガラス左側)
- 搬入車両ステッカー 1業者1枚 (掲示場所…フロントガラス左側)
 - ・駐車場は指定の場所(仁比山公園キャンプ場に整列して駐車してください。
 - ・途中で搬入がある際は、搬入車ステッカーを必ず指定の場所に掲示して、搬入すること。

10 清掃

- ・毎日店舗前及び周辺の清掃を行い、自分の店舗で出したゴミだけではなく店舗周辺のゴミも持ち帰ること。
- ・広場には協会ではゴミ箱を設置しないので、各店舗前には**必ずゴミ箱またはゴミ袋を設置すること。**

11 その他

- ・神埼市商工会会員及び神埼市観光協会会員として出店しているので、会員としての意識を持ち、来園者へのサービス向上に努め、苦情トラブルがないようにすること。
- ・保健所等の届出は、各自で行い、特に衛生面については十分配慮すること。
- ・夜間の警備は行わないでの各自で対応すること。